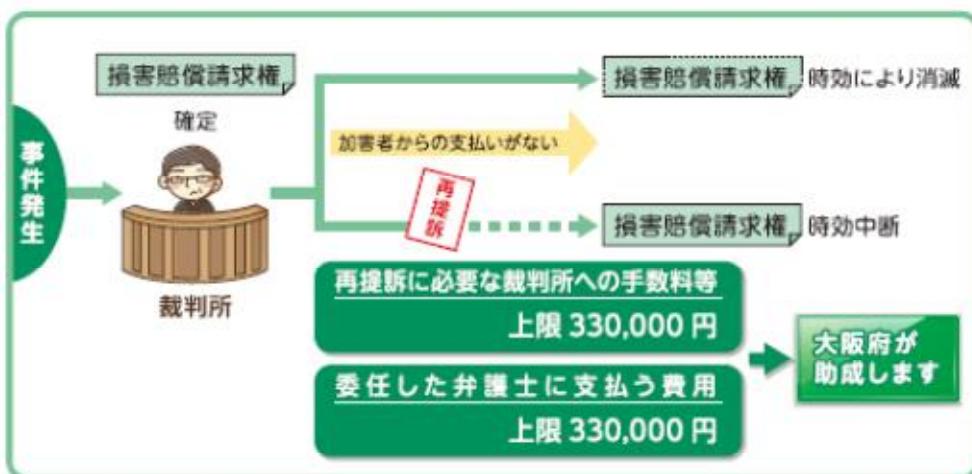


## 大阪府の取組み

### 再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効を10年と定めていますが、時効成立を免れるため、再び裁判を起こす場合の費用は、被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するため、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



### お住まいに関すること

#### 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、殺人等の犯罪により住居に居住する  
ことが困難となった犯罪被害者等を対象に、民間賃貸住宅  
物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際  
の仲介手数料が無料となる支援制度です。

#### 府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ、  
短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、  
府営住宅の一時使用（目的外使用）を実施しています。  
対象の住宅には、冷蔵庫や洗濯機、エアコン等の生活用品を  
備えています。

